

京都市環境審議会 平成 22 年度第 2 回地球温暖化対策推進委員会 議事録

日 時 平成 22 年 6 月 24 日（水）午前 10 時から午後 12 時 00 分まで

場 所 職員会館かもがわ 2 階会議室

出 席 仁連委員長，立本特別委員，浅岡委員，石野（茂）委員，石野（元）委員，上村委員，小杉委員，在間委員，鈴木委員，田浦委員，外山委員

【2020 年及び 2030 年の温室効果ガス排出量の将来推計について】

（資料 1 に基づき事務局から説明）

（仁連委員長）

- ・ 答申案で 2020 年、2030 年の削減目標を入れることを考えており、そういう点で参考として推計した値であるが、何かご質問等はあるか。

（浅岡委員）

- ・ 作業、ありがとうございます。電力の排出係数の問題は小さく安全側で推計をしていることは分かった。以前も聞いたかもしれないが、この“その他”というのは何か。その他のところで排出係数の改善分が非常にウェイトが大きいいため、何を意味しているのかと思った。

（事務局）

- ・ これは、仮に使用電力量が同じであったとしても、前年比の排出係数の変動に比例して、二酸化炭素の排出量が変わってしまうことから、京都市の対策として、入れるべきではないのではないかと考え、「その他」としている。エネルギー消費の変化によってもたらされる CO₂ の結果は左の部分に反映し、係数の変化分については右の「その他」に入れて表している。

（仁連委員長）

- ・ 左側は 2008 年から 2012 年の電力の排出係数の平均値を使って排出量を計算していて、右側はその排出係数が変化した分を挙げていると。

（浅岡委員）

- ・ そうすると、運輸はあまりないかもしれないが、この家庭、業務、産業それぞれにこの部分がある意味で振り分けられる、内数に入っているということか。

（事務局）

- ・ そのとおり。

（浅岡委員）

- ・ それがどれくらいの割合で入っているのかは分からないのか。

(事務局)

- ・示すことは可能である。

(事務局)

- ・左側のグラフについては内数になっているが、右側、取り出した部分については外数というか、これはその他の分だけ切り分けてという形になっている。

(浅岡委員)

- ・その外数がそれぞれの分野にどのように積み上がるのかは、まだこの図示ができるということか。

(事務局)

- ・可能です。先生がおっしゃるとおり、運輸については自動車からのウェイトが大きいので、この「その他」の12.2%の分はあまり載らないということになる。

(浅岡委員)

- ・それでは、家庭、業務がどれぐらいの割合なのか分かれば少し目安になると思う。

(事務局)

- ・了解した。

議題1 地球温暖化対策条例の見直しに係る基本的な考え方について(答申案)

(資料2 I～IIIに基づき事務局から説明)

(立本特別委員)

- ・先ほどシミュレーションの話が出たので7ページ“2 二酸化炭素排出量の将来推計シミュレーション”で、前より見やすくなっていますが、通して読むときに、最初は実現可能であると断言しておいて、それから後になって難しいというようなことがある。これはもう少し整理した方がいいのではないか。
- ・まず、前半の1段と2段は、シミュレーション結果を言っており、これは非常に明確に出ているが、“(次にでてくる)しかしながら“というのが非常に引っ掛かる。しかしながらというのは主文があり、それに対してということで、むしろ答申案としては、ここからが主文になるのではないのか。ここで先ほどピックアップされた4点ほどの施策を入れられていたが、それが主になる。最初の混乱の原因は、前は対策で後は施策と書いているからではないのか。
- ・ここは、3段目の“しかしながら”という接続詞はやめ、“削減目標を達成するためには事業主体、市民などの協力を求めるとともに、削減対策を普及、促進させるための施策は不可欠である。その内容はこれである。”というようにしたほうが読む方としては分かり易いのではないのか。見たときに私が混乱を起こしたので、その点だけ修正をお願いします。

(事務局)

- ・ご指摘の部分について、もう少し整理した形で記載を修正したい。

(仁連委員長)

- ややこしい書き方になっているが、背景をちょっと説明させていただくと、このシミュレーションはバックキャストをやっている。今から伸ばして行って、こういきますということではなく、2030年に40%削減という目標を定め、その目標を定めるためには、どういう対策を講じていけば、この目標が達成できるかという計算をしている。こういう対策をそれぞれやれば可能だということが、このシミュレーションで分かったということである。
- しかし、その対策を実際にやるとなると、かなり大胆な取り組みをしないと現実化しない。そういう点では大変なことではあるが、技術的には今の技術を前提としても、この目標は達成できると言っているのです。今の立本先生のご意見を入れると、やはり大胆なことをやっていくことが中身で、それは技術的には実現可能だ、というふうにした方がいいのではないかと。

(浅岡委員)

- 7ページから社会構造の変化を促すという話も入り、数字を入れるかどうかはともかく、その先が2030年で終わりではなく、より先があるからこそ、既存のことだけをいかに普及させるかだけではなく、そうした社会構造の転換も見越したこともやる必要があるというニュアンスがどこかに入っていた方がいいのではないかと。

(仁連委員長)

- より大きな目標はカーボンニュートラルな社会をつくっていくことに落ち着くとは思いますが、それが何年になるかは別として、カーボンニュートラルの社会をどうつくっていくかということがやはり課題である。
- ここで2020年と2030年の目標を併記したことは、今までの議論と意味が違っていて、いわゆる短期的な実現方策と、長期的な実現方策とを両方やるということである。2030年だけの目標であれば、2030年の長期で、20年先に向けて走っていくことでよかったが、2020年、10年先にも成果を出していくことを目標にして、短期と長期の取り組みが相乗効果を生むような仕組みをつくり出していくことが、この2020年、2030年の目標を掲げたことによって出てくるのではないかと。
- 2030年の目標を達成するためには、やはり今、浅岡委員が述べられたように、その先のイメージを持っている必要はあると思うが、それはカーボンニュートラル以外にはないのではないかと。

(浅岡委員)

- もちろんそれも必要になってくると思うが、当面は2030年であり、今から20年先である。そのさらに20年先、それくらいのタイムスパンで60%とか80%とか、そういう数字があるという認識をしながら、時間感覚というのがどこかに短い言葉で入っていると、8ページの上に書かれたような記述とつながりやすく、視点が広がるのではないかと。

(仁連委員長)

- そうだと思うが、それは一自治体の計画だけではできない国際的な枠組み、それから国の取組を前提にしないと、書きにくいかなという気もするが、いかがなものか。

(浅岡委員)

- 世界がどのように、国際政治合意がどうなるのかは確かに分からないし、国もどうか分からないが、しかし京都だけ削減しなくてもいいということではない。そういう意味で、やるという意志があってもいいのではないかと。

(仁連委員長)

- 事務局、どうでしょうか。

(事務局)

- 6 ページの削減目標の冒頭のところであるが、2050 年までに世界全体で半減、先進国では 80%削減という、この世界的な共通理解、これについて当然、京都市もそれを前提に目標を掲げるという流れで、国際的な常識をここで書かせていただいているという状況である。

(事務局)

- 条例の理念でいわゆるカーボンニュートラルの社会を実現するということを書いている。8 ページについても、2030 年の中期目標の実現という言葉だけで終わるのではなく、さらに大幅な削減による低炭素社会の実現ということももう少し補足をし、浅岡委員のおっしゃる趣旨に沿う形で、若干修正をさせていただきたい。

(浅岡委員)

- 気になったのは、7 ページの下に、「現在の延長線上の取組を継続するだけでは困難である」とあるが、もう一方で既存の技術で拡大すれば積み上げでできると、こう言っている。施策の問題だけというか、積み上げでできるという話と、この社会構造を転換するというのは、ある意味で矛盾する表現だということ、先ほど立本先生がおっしゃったことと同種であるが、確かに困難ではあるが、こういうことをしながらやっという趣旨で、文章の続きを整理していった方が読みやすいのではないかと。

(仁連委員長)

- 了解した。そうしたら、この前段についてはⅢの 2 のところは、文章を修正させていただく。

(資料 2 IV-1~3 に基づき事務局から説明)

(上村委員)

- 11 ページのイのエコカーへの転換の促進について。前回あるいは前々回に比べて、ずいぶんトーンダウンしているという感じがする。供給が追いつかないから当面はもう少しトーンダウンをして、説明義務だとか実績報告と行動ということになっているが、むしろこの規定自体の本来の目的は、供給を追いつかすために 1 つの義務化をし、環境モデル都市として、京都市の条例が先頭に立とうではないかということと考えられたものである。非常に全国の注目を浴び、期待されているところであるが、ちょっとトーンが下がったなという印象がある。

- ・しかし、エコカーの供給は、それこそ全世界的に日本も国を挙げてやっているところである。供給は追いついてくると思われるが、下から5行目のところの「将来的な義務化を含めた」という表現は非常にあいまいで、ちょっと逃げている感じになっている。むしろ将来的というよりも、例えばその次の段階として義務化を含めたとか、そういう表現にした方がいいのではないか。
- ・それからこのタイトルも、転換の促進というよりも、エコカーへの転換の義務化への当面の政策、そういうふうなタイトルにしていだけないか。

(事務局)

- ・もともと我々事務方としても義務化を強く望んでいるわけで、今もその方向性に変わりはないが、今回の9月の条例改正のお願いと、来春からスタートするという、このタイミングで言うと、ちょっとどうかという思いがあり、こう書かせていただいた。当然、義務化を含めた今後の展開は見据えた方向で考えている。

(田浦委員)

- ・13ページが一番下の行について。「再生可能エネルギー導入と同等の効果を有する省CO2機器の導入を認めることを検討されたい」という、ちょっと分かりにくいところがあるが、当然、省CO2機器の方が費用対効果としては高いので、まず対策をするところでは、そこが当然先にやられていて、その上でたぶん再生可能エネルギーの導入というところを今回義務化すべきということになると思う。そのこの代替措置という意味では、ちょっとそぐわないのではないか。そのこのところも少し整理していただかないと、分かりにくく問題があるのではないか。

(仁連委員長)

- ・国の制度として再生可能エネルギーの範疇にヒートポンプは入っていたか。

(事務局)

- ・再生可能エネルギーの定義について、いろいろな法律の中でいくつか違った定義がされており、含めている法律と含めていない法律が複数ある。

(仁連委員長)

- ・まだ整理されていないのか。

(浅岡委員)

- ・今、基本法案の中に具体的な定義の記載はない。再生エネルギーについてダブルカウントになることが議論になっている。
- ・エネルギー供給構造高度化法の中でのカウントの仕方には、たぶん明記されている。ダブルカウント問題もあるので、省CO2機器による代替措置は、できれば今は避けておいた方がいいのではないか。導入の困難さは、目標をどんな数値にするのかということに絡むと思う。

(事務局)

- ・例えば現在は景観規制において、建築物の最高の高さを超えた工作物を設置できないといったケース

があることから、他法令との整合を図る上で、実際に建築主様からこれは置けないじゃないですかといったことの対応を用意していることを念頭に入れていることから、代替措置といった表現を使っている。

(田浦委員)

- それは分かるが、例えば東京都は生グリーン電力の制度もあり、京都府と連携すれば、かなり大きなポテンシャルがあるので、京都市内でなくても、周辺の場所との連携による代替という方が、効果的にはいいのではないのか。

(事務局)

- いま想定している代替措置はあくまで建築物の敷地の中であるが、敷地の外に代替措置をとる趣旨か。

(田浦委員)

- そのとおり。

(事務局)

- 少し整理をさせていただきたい。

(在間委員)

- 今の田浦委員のご意見に賛成である。やはり敷地の中だけだと、そういう制約が大きい。設置できないときに、敷地の外でも普及させることにも踏み込んでいいのではないのか。

(仁連委員長)

- ちょっと議論が広がり過ぎているが、再生可能エネルギーの定義をどうするかという話が1つと、それから建物に対して再生可能エネルギーの導入を義務付けるときに、代替措置としてオフセットまで認めるのかという、2つのことが出ているがどうか。

(事務局)

- 当初、事務局では、まず定義については、再生可能エネルギーを限定的に、一般的にいわれている太陽熱、太陽光を中心とするものに、基本的には限定をしたいということを考えている。
- ただ、その上で実際の建築物を建てるにあたり、やはり敷地面、あるいは法令面での制約が実際にいろいろあるというご意見を伺うので、その中で当面の代替措置というか、経過措置的な形として、ヒートポンプであったり、あるいは燃料電池であったりというような機器を活用してはどうか。ただその場合については、ハードルとして、当然、再生可能エネルギーを入れる以上の効果を生むような形にする必要がある。そういう考え方を当初はしていた。
- 代替措置の中に敷地外のものも入れてはどうかというご意見については、考え方としては入れ得るとは考えている。ただ生グリーン電力という部分については、おそらく市外の部分になり得るのかなと思う。京都市として市外の削減まで取り込んでいいのかというのは、若干ご議論いただきたいところではある。

(仁連委員長)

- いわゆる排出量のクレジットを取引させるようなことが書いてあったが、具体的には書いていない。そういう点は今後考えられると思うが、それをもう少し具体化するにはクレジットをどう評価するのかという、そういう仕組みもつくっていかなければならない。このため、すぐにというわけにはいかないと思うが、この再生可能エネルギーの緩和措置として、ここまで含めるかどうかという点はここで意見の一致を見ておいた方がいいのではないかと。当面、再生可能エネルギーに代替し得るものも認める方向でよろしいか。

(浅岡委員)

- まだその方がいいのではないかと。

(仁連委員長)

- もう少しクリアな書き方に直していただきたい。ほかはどうか。

(浅岡委員)

- 社会像のところで、「人と公共交通優先の歩いて楽しいまち」を掲げ、それを1番に持ってくるのは、まちのイメージとしてとてもいいが、自転車を活用した姿というのが何かここに入らないか。

(仁連委員長)

- ぜひ自転車も書いていただければと思う。ここでモーダルシフトという言葉がないが、2のアはモーダルシフトで、イが自動車のエコカー化である。モーダルシフトという言葉はどこかに入れておくと、自転車も入ってくるのではないかと。

(事務局)

- 了解した。

(資料2 IV-4~6、Vに基づき事務局から説明)

(上村委員)

- 15ページのウの環境に優しい経済活動について。社会像が(1)で、(2)のところは特に産業のところなのだが、産業界の代表としては、このところの記載の部分をもう少し多くしてほしい。これは、単に条例により、いろいろな規制や文化や大きな目標値の中で、環境産業を含む産業自体をしばませるものではなく、むしろ環境産業については、先端的にいくという意味合いをもう少し色濃くしていただきたい。特に京都では世界的な環境産業の会社が多くあり、そういった会社や研究機関が、自主的にもっとつながり、技術開発が行われ、かつそれがまた環境産業を生むという好循環を生むような記載にすべきである。もう少し文章の量も多くして記載したほうが良いのではないかと。
- 何か環境産業の振興を図るための施策を講じるべきであり、この1行だけでは非常に丸投げな感じがする。官民が力を合わせて、いかにそういった環境産業先進都市をつくっていくのかという、そういう書きぶりにしていただきたい。また製品・サービス評価制度のことについても、中身が結構濃か

ったと思うので、記述をするべきではないか。

(仁連委員長)

- ・上村委員がご指摘のとおり、社会像でも後ろ向きのことしかまだ書かれていないので、前向きにやはり産業が低炭素社会を牽引していく1つの原動力になるというような書き方があると思う。このアのところももう少しそういう方向に向けて、どういう施策を採っていくのかということ、充実しないといけないと思う。検討させていただきたい。

(在間委員)

- ・1点目は上村委員と同じで、環境ビジネスを振興して経済を活性化するという視点をもう少し書いてもいいのではないのか。
- ・もう1点は、16ページの中小事業者のところについて、「同業種等」というのは取ってもいいのではないか。前にも意見申し上げたかもしれないが、中小企業者が同業種と一緒に何かをするというより、異業種の方が喜ばれることが多いため、複数の事業者とかで十分であると思う。

(仁連委員長)

- ・いわゆる中小企業だけじゃなくて、大企業と中小企業のサプライチェーンの中で取り組んでいるものがあると思うが、そういうのも含めるといいのではないか。

(鈴木委員)

- ・1点目として、ライフスタイルと、経済活動の両方にかかわってくると思うが、シミュレーションの結果でもかなり後押しがないと、20年それから30年は無理だという文言が入ったのにもかかわらず、あんまりこのあたりが進んでいないと、やはりちょっと問題かなという気がする。
- ・世の中の動きとしては、家庭では省エネ相談所、京都市が行っている匠事業なんかは、そうした相談であるとか、診断であるということがかなり現実的に入っているの、これは明記していくべきではないのか。
- ・同様に、事業者に対しても、特に中小企業者に対しては、そうした情報とか診断、提案等かなり面白い動きも始まっているので、京都ならではということ、きちんと条例で後押ししていただけたらと思う。
- ・もう1つについて、中間取りまとめでいろいろと説明会にも参加させていただいたが、どうもなかなかぴんとこないというか、規制という形じゃなくて、少なくとも、この条例に関心を持ってもらえること、それからこれを自分たちでつくっていくんだということ、これを共有していくことが、つくる段階でも、それからこれを実施していく段階でも不可欠なのではないのか。
- ・何ができるかということは、ちょっとまだ明確ではないが、1つは例えばここで社会像が示されているというのは、今までの条例改正のときにはなかなかない、非常に面白い取り組みかと思うが、先ほど上村委員もご指摘をされたところもあるが、対策をしなければどうなるかということ、もう1つ書いておくと分かりやすいと思う。
- ・できるかどうか分からないが、例えば環境に優しい経済活動の支援をしなかったら、環境で落ち込んでしまって、結局、経済活動もうまくいなくなってしまう可能性があるとか、自然エネルギーを入れなければ、石油価格等が上昇して、結果的に生活が不便になるであろうとか、可能性があるとい

う面がいくつか見えるかと思う。それに対して施策を行うことによって環境面だけじゃなくて、いろいろなメリットもあるという点が出てくると、なるほど、それを後押しする施策なのかという共感を得ていく可能性はあるのではないのか。将来予測が難しいというか、あまりやると問題が起こる面もあるかもしれないが、提案する。

(外山委員)

- 先ほどの鈴木委員の意見と少し似ているが、環境に優しいライフスタイルについて。こういったライフスタイルというのは、行政の方からどんどんこういうふうにしていったらいいよというものもあるとは思いますが、本来ライフスタイルというのは市民がこういうふうにしていきたいという感じで、自然に発生するものだと思う。このため、京都市民がCO2削減に向けて、こういうことをしたいから、行政にこういうふうにしてほしいというように、意見をもっと受け入れる立場であるんだということも、記載するべきではないか。
- 15ページのライフスタイルのところの最後の文章で、市は事業者によるこうした取り組みを促進するための施策を講じるべきであると同時に、受け入れる体制があることをちゃんと記載するべきではないか。

(仁連委員長)

- いくつか意見があったが、事務局いかがか。

(事務局)

- ライフスタイルの部分ですが、いくつかご提案いただいた点について、基本的に反映させていただきたい。

(事務局)

- 鈴木委員からの社会像に関する提案について。6つの社会像それぞれに書くというより、今回の条例改正の基本的な考え方の中に、こういう事態を避けられる部分がきちんと出るのだということを、やや抽象的ではあるが、記載するという手もある。ご期待に沿えるよう検討したい。

(浅岡委員)

- 今の件はその方向のほうが全体にかかっていると思う。先ほど鈴木委員が言われた相談、診断、助言という一連のもの、それがこの家庭、業務等、中小企業者としては、非常に重要なものになる。そこが抜けて思いが見えていない。最初の資料1のところで位置付けられるべきなのではないのか。
- 上村委員がおっしゃったことは本当にその通りであり、経済に関してもっと記述を多くしてほしい。全体にこれはシンプルになり過ぎている。短い方がいいという側面はあるが、やはり経済は非常に重要。社会像のところ「京都の産業が先導的役割を果たす」とあるが、先導的役割というのをもう少し具体的に内容を書いていただくと、そのあたりはうまく盛り込めるのではないのか。

(小杉委員)

- 今、浅岡先生からも話があったが、今の目指すべき低炭素社会像の実現に向けた対策という内容は、おそらく最初の方でA3の用紙でご説明のあった重点的に実施する対策と、だいたい整合的になって

いるはずのものだと思うが、例えば A3 の方では家庭部門において重点的に実施する対策として省エネラベル等というのがあるが、これは具体的にはどうなのだろうか。

- ・省エネラベルというのは考えてみても、これまでの議論であんまり出てこなかったような気がするもので、もしこれが重点的に実施する対策として、本当にこれがこうならば、こっちの文章の方にも反映させるべきで、そうでないならば、もう取ってしまっているのではないのか。

(浅岡委員)

- ・これは終わった話ですね。1つ申し上げるのを忘れていたが、16 ページの特定事業者のところについて、16 ページの2 段目で、「計画書制度および報告書について総合評価」と、総合評価のところがあるが、計画書制度の強化というか、向上というか、今、これは自主設定で何でも良いという話である。それから、先ほど先生が言われた将来的には、もう少しクレジット化するようなことも含めて考えましょうということをしていくとするならば、中間的には目標自体を要素的にコントロールしていくという視点がまず必要であり、さらに制度もそれに見合ったものにしていく。この計画書制度を強化していく方向で検討すべきという文言は入れていただいた方がいいのではないのか。そのことは今、すぐ書けないことでもあり、早く動きだした方がいいのではないのか。

(小杉委員)

- ・関連で、先ほどの省エネラベルは省エネ相談、省エネ診断等というような文言に変更した方が適切でないか。

(事務局)

- ・今回ご議論いただいている基本的な考え方の答申案について、中身の記載は、基本的には、今の現行条例に加えて実施していくものを中心に書かせていただいている。これまで今の条例に基づいて取り組んでいる相談とか診断事業、それから省エネラベル、こういった事柄はどうしても、良い悪いにかかわらず、この文章の中ではなかなか出てこない。そのあたりはそういう趣旨だということで、ご理解をいただきたい。
- ・もちろんこれまでとおり、あるいはさらにこれまでやってきた取組についても、充実を図っていくべきだというふうに、基本的に認識している。

(浅岡委員)

- ・確かに相談もあるのかもしれないが、やはりちょっとレベルの違う診断事業を専門的な診断、特に業務、産業、中小事業者産業に対しても、その辺を明確に意識した方がいいのではという指摘ではないか。

(仁連委員長)

- ・16 ページの省エネの取組、促進について。特に、特定事業者に対して環境マネジメントシステム（以後 EMS と示す）の導入を義務付けるとあるが、もう特定事業者はほとんどやっている。こんなことより取り組んでいない、もう少し規模の小さいところまで含めて EMS が浸透するよう、今、言われたような診断だとかアドバイスだとか、そういう仕組みをつくるというのが、むしろここはメインになってくるので、特定事業者にこれを義務付けるとするのは、ちょっと時代遅れな気がするが、

いかがか。

(事務局)

- ・今、おっしゃっている部分をご指摘とおりであり、特定事業者にEMSを義務付けることそのものの効果は、ほとんどないのかと思う。ただ今後、EMSを広く普及していくにあたり、省エネ的な意味というか、大きなところは義務であるというのは、促進するための材料になり、意味があるのではないか。それから、この部分については府条例でも同様の規定をしていきたいということも含めて、今回、条例の規定に加えてはどうかという趣旨である。
- ・ここで特定事業者のみの義務付けに留まらず、それ以外の相談、診断、それから具体的な削減に向けての支援が必要だという部分は、ご指摘のとおりであり、それについてはもう少し記載をしっかりとしたい。具体的な施策については次回以降、ご審議いただく計画の中で、具体案について、さらにご意見をちょうだいしたい。

(浅岡委員)

- ・そのことはむしろ特定事業者でなくて、中小企業者のところに今の診断がよく書いておかれた方がいいという趣旨である。

(在間委員)

- ・特定事業者はだいぶ取っているところも多いとは思いますが、特定事業者の定義は拡大されているわけであり、大学とかを見ても、やっていないところの方が多かったです。やはり義務付けるというところは入れておいてもいいのではないかと。やっていないところに対して、すごくプレッシャーがかかっているのではないかと。
- ・皆さんおっしゃっているように、私も中小事業者のところ、この数行しかないのはどうかと思う。やはりいろいろなビジネスモデル（相談や診断など）とかも出てきており、そういうものの活用も入れて、中小企業事業者さんにもっと取り組んでもらいたいし、そういうサポートをする仕組みを作りますといったことをもう少し書いてもいいのではないかと。

(仁連委員長)

- ・それでは、いただいた意見を整理させていただく。
- ・7ページのⅢ章の2について。二酸化炭素排出量の将来推計シミュレーションのところ、ここは立本先生がおっしゃったように、ちょっと書きぶりを変えさせていただきたいと思う。
- ・10ページのⅣ章の1について。(2) 対策の方向性と改正条例に盛り込むべき事項のAのところ、ここでモーダルシフトをするんだということを少し明確に書き改めていただきたいと思う。それからイのエコカーの転換の促進というところで、エコカーの義務化に関し、将来ではなく、もう少し届く範囲で、そういう方向に進んでいくんだという方向に少し書き改めてさせていただきたいと思う。
- ・13ページ、エネルギーの創出、地域循環のところについて。建物の再生可能エネルギー導入の義務化に関して、いわゆる再生可能エネルギーだけではなくて、他のヒートポンプとか燃料電池だとか、そういうものも場合によっては認めるということをつけ加えると。ここで提案のあったクレジット等についても、将来的に検討するという書きぶりに入れていただいた方がいいのではないかと。

う。

- ・14 ページ、環境に優しいライフスタイルのところについて。(2) のア. 省エネ生活の普及促進というところで、家庭に対する診断、アドバイスを充実していくということをここで書いていく必要がある。
- ・15 ページ、5. 環境に優しい経済活動。これは社会像について省エネをするということしか書いていないので、いわゆる低炭素社会に貢献するような産業を育成し、そういうものを京都から日本、世界に広げていくということが必要であり、それを進めていくために(2) のところで、グリーン経済の方向へ向かう施策も少し充実させていただく。
- ・16 ページのイ. 省エネの取組促進の、特定事業者排出量と削減計画書および報告書について総合評価を行うというところについて。ここで、この報告制度が事業所における削減の具体的な指導に、つながっていく方向に発展させていくという中身がいていいのではないかと。それも少し努力させていただくということで、だいたい今日の意見を反映させていきたい。これにつきましては、私と事務局の方で作業を進めさせていただきたいので、ご一任をお願いしたいと思うが、よろしいか。

(浅岡委員)

- ・先ほどのまとめで、13 ページのところはヒートポンプなどでいいですよという趣旨の方向ではなくて、他の地域の再生可能エネルギーで代替してもいいという方向に読めるようにしておきましょうということではなかったか。

(仁連委員長)

- ・両方入れます。

(浅岡委員)

- ・ヒートポンプも入れるのか。

(仁連委員長)

- ・そのように、私は理解していたが。

(田浦委員)

- ・(ヒートポンプを入れる) という趣旨ではありません。

(浅岡委員)

- ・私も賛同した趣旨は、ヒートポンプそのものは、たぶんこういう特定建築物の方は特定事業者にもある意味でなっているわけであり、そこは機器対応は当然ながらする話である。それが再生可能エネルギーを代替するということになるのは、ダブルカウントになるので、むしろ市内でなければ、府外のどこでもいいから、そこに何かをやっていただくようにする。あるいはやったものを計画いただく

という方向を目指すようにしていただきたい。

(田浦委員)

- ・あまりクレジットにも、というようなものではなく、東京都の生電力は、すぐに CO2 の削減のところをカウントできるということであり、そういう形での京都府との連携は木材も同じだと思う。できるだけ近郊の再生可能エネルギーが増える。ヒートポンプは費用対効果も優れており当然導入される。燃料電池はまだまだ別のものだと思う。

(仁連委員長)

- ・分かりました。そうしたらオンサイトのそういう再生可能エネルギーに代わるものではなくて、オフサイトでの取り組みも認めるということで、京都府の石野委員、よろしいか。そういう京都府との整合性はよろしいか。

(石野委員)

- ・京都府にとってはありがたい話だと思う。これは京都府の条例との関係がありますので、京都市さんと十分相談させていただきたいと思う。

(浅岡委員)

- ・16 ページの中小事業者のところ、こここ所しっかりした診断、助言を明記することも必要だと思うので、それも忘れないでやっていただきたい。
- ・電力供給事業者との関係が大変ぼやっとした、中身が分からない表現になっているが、これはとても残念なことではある。課題として認識して具体的に取組をすぐ進められるように、計画の中では検討いただきたい。

(仁連委員長)

- ・それは重々、京都市も我々も認識しており、そういう方向で進めさせていただきたい。
- ・以上の方向で修正させていただき、最終報告案として環境審議会に提案させていただきます。

議題2 今後のスケジュール等について

(資料3に基づき事務局から説明)

(田浦委員)

- ・計画がより具体的なものとなるので、いかに実行性が担保されるかというのが重要だと思う。市の方々はいろいろなところでご意見聞いていただいていると思うが、市民側、私は京のアジェンダ21フォーラムからの派遣ということから、そこでもこういう計画のところを検討したい。あるいは他にいろいろなところで市民が検討しているところがあることから、何らかの形で意見が反映できるようにしていただきたい。

(事務局)

- ・条例改正の中間の取りまとめの段階でも、各団体からご意見を頂戴しており、今回、計画に向けまし

ても、当然そういった意見は頂戴したい。ぜひともそういう機会を設けていただければありがたい。

(浅岡委員)

- 言葉のことだけ。前も申し上げたかと思うが、この資料3の2②にも先ほどの報告の中にも出ている同じ問題であるが、燃料利用転換、再生可能エネルギー利用等、先ほどの答申もこのような形で整理されているが、これはとても市民には分かりにくい。資料1のところも、赤いところで燃料転換、再生可能エネルギー等とあって、家庭で7%、業務で11%。家庭での燃料転換というのは、これはいったい何を入れているのだろうとかとそういうところが混在しているのはよくないのではないのか。できれば先ほどの報告も、2つに区分けしてもらいたいと思うのと、ここでも再生可能エネルギーは、独立して見せていかないとインパクトがないのではということも考えていただきたい。
- ③省エネルギー行動等の市民ぐるみの取り組みの啓発について。これはかなり従前的な取り組みがイメージされるので、この言葉の中から見ると今までにない新しいスキームをつくるということが見えるようにしていかないと、とても無理だということである。単なる市民グループではなくて、やはり事業者さんの人たちとうまくマッチングして、新しいスキームをつくる、その辺が分かるような言葉遣いをしながら、中身もイメージしていただければと思う。

(仁連委員長)

- ありがとうございます。燃料転換と再生可能エネルギーを一緒にしない方が分かりやすい。ちょっとそれは書き方を考えさせていただきたい。それから市民の取組については、やはり何か新しいものをぜひ、田浦委員も協力していただいでつくっていききたいと思う。

以上